

○環境省令第十四号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項及び第二十七条の規定に基づき、排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部分を次のように定める。

令和五年九月二十九日

環境大臣 伊藤信太郎

排水基準を定める省令の一部を改正する省令

排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後

附 則

（経過措置）

2 附則別表の上欄の項目ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は事業場に係る排出水（窒素又は磷が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）及びこれに流入する公共用水域に排出されるものに限る。）の汚染状態についての法第三条第一項の排水基準は、令和十年九月三十日までの間は、第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

附則別表

項 目	業 種	許 容 限 度
窒素含有量 (単位 一リットルにつきミリグラム)	天然ガス鉱業	一六〇(日間平均一五〇)
	畜産農業(令別表第一第一号の二イに掲げる施設を有するものに限る。)	一三〇(日間平均一一〇)
	酸化コバルト製造業	二〇〇(日間平均一〇〇)

改 正 前

附 則

（経過措置）

2 附則別表の上欄の項目ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は事業場に係る排出水（窒素又は磷が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）及びこれに流入する公共用水域に排出されるものに限る。）の汚染状態についての法第三条第一項の排水基準は、令和五年九月三十日までの間は、第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

附則別表

項 目	業 種	許 容 限 度
窒素含有量 (単位 一リットルにつきミリグラム)	天然ガス鉱業	一六〇(日間平均一五〇)
	畜産農業(令別表第一第一号の二イに掲げる施設を有するものに限る。)	一三〇(日間平均一一〇)
	酸化コバルト製造業	三〇〇(日間平均一〇〇)

備考 (略)	燐含有量 (単位 リットルにつきミリグラム)	畜産農業（令別表第一第一号の二イに掲げる施設を有するものに限る。）	四一〇〇（日間平均三二〇〇）
	燐含有量 (単位 リットルにつきミリグラム)	畜産農業（令別表第一第一号の二イに掲げる施設を有するものに限る。）	四一〇〇（日間平均三二〇〇）

附 則

この省令は、令和五年十月一日から施行する。

規

則

○国家公安委員会規則第十三号

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第十四条、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）第十条、国外犯罪被害者等給付金の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）第十四条及び警察法施行令（昭和二十九年政令第五百一十一号）第一条第五項の規定に基づき、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年九月二十九日

国家公安委員会委員長 松村 祥史

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則等の一部を改正する規則

（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第一 条

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和五十五年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。